

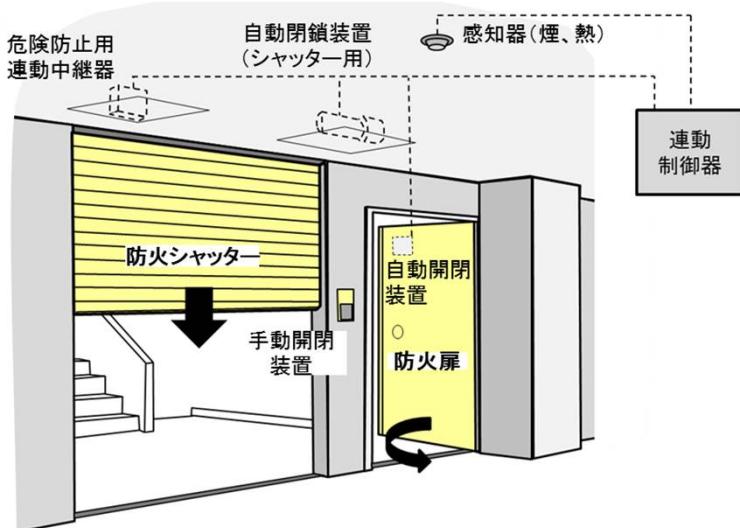
○ 対象建築設備(報告時期:1年ごと)

対象建築設備	対象となる機器
換気設備	第1種機械換気設備又は中央管理方式による空気調和設備が該当
排煙設備	排煙機を設けた設備が該当
非常用の照明設備	電池別置型、発電機型等が該当

○ 対象防火設備(報告時期:1年ごと)

対象防火設備

隨時閉鎖式の防火設備(防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャーその他)
 (注)常時閉鎖式防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備除く。



[定期報告制度の対象となる防火設備のイメージ]

○ 対象昇降機等(報告時期:1年ごと)

対象昇降機等	報告月
エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機等が該当します(ホームエレベーターは除く)。	検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月

[報告書の提出窓口]

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

一般財団法人 にいがた住宅センター 建築防災課

TEL:025-283-0851